



Yamauchi Patent News

2024年 春号

VOL. 88

////// ニュースの目次 //////////////////////////////////////

1. 契約書ーそれはオーダーメイドのスーツ
2. 『知財管理 2024年3月号』の新刊書紹介で拙著が紹介されました



香川県は昔からため池が多いのですが、私山内が住む団地の周辺にも7つ8つの池があります。

そのうち桜が咲く堤もありますが、今年は開花が遅くまだ一分咲きくらいでした(2024年3月31日現在)。

とはいえ、春はもう来ているらしく黄色い花がいっぱい！



春の花に黄色が多い理由は、「まだ色彩に乏しい山野で、黄色は目立つ色」だから。目立たせて昆虫を惹きつけ、受粉の可能性を増やすための生存戦略なのだそうです。

たしかに、思わず惹かれ(私は虫か?)無造作にシャッターを切った1枚でした。

(2024年3月 撮影 山内康伸)

(3) そうは言いながら、契約書を一から全てドラフトするのは大変です。ですので、ひな形を使って作成時間を節約するのは現実的と思います。

ただし、ひな形を鵜呑みにしないで、自らの視点で加工するようにして下さい。

3. 契約書に盛り込むべき記載

契約書を作成する意義は、「転ばぬ先の杖」にあるといえます。トラブルの大半は、契約書に必要な条項がない、または意味が明確でない、ことが多いようです。そこで、契約書には、以下の観点を考慮した記載は含めておくべきと考えます。なお、詳細は後記5に示す参考書をご覧になって補充して下さい。

(1) 何をしたいのか明記する

両当事者間で合意した「何をしたいのか」、また「何をさせたくないのか」は、契約書のキモになる部分です。

これらの合意内容を契約書に落とし込む際には、権利としての側面と義務としての側面に二分して明記することになります。

また、特許法を含む法律上の規定と異なる取り決めは、例外的に扱う旨の明記が必須となります（たとえば、共有者自由実施の例外など）。

(2) 当事者を明記

契約の当事者は契約者の署名欄に記載します。当事者が法人である場合は、契約者の署名者には法人の代表権限の有る者が署名することになります。

(3) 契約の期限を定める

よくある自動更新の条項は、実体に合っていない契約が長く存続することになる危険があります。これに対し、更新期間を短期にした契約は、こまめに見直しできる利点があります。契約の実体に合った期限設定を検討すべきでしょう。

(4) 契約履行上の紛争を解決する手段を定める

契約の履行について紛争が生じたときは、それを解決する手段を定めておくべきです。多くの例では裁判を選択していますが、裁判の場合、管轄裁判所を決める必要があります。ADR（調停や仲裁）も紛争解決の一つの手段です。

(5) 裁判管轄を定める

特許権等に関する訴は、東京地方裁判所または大阪地方裁判所に専属管轄があります。なお、意匠、商標権等に関する訴は全国各地の地方裁判所も管轄を有します。

(6) 契約書の標題

標題を覚書としても、内容が権利義務を規定するものであれば、契約と解釈され当事者を拘束することになります。「覚書」とすれば柔軟に対応できると世間では信じられているようですが、「契約」を「覚書」としても効力に違いは生じません。

4. チェックの依頼の仕方

ドラフトした契約書のチェックを依頼される時、「ちょっと見て欲しい」と聞かれる場合があります。

チェックの依頼の際は「ここが気になる。その背景はこうこう」というような説明がありますと、前記3の(1)～(5)の記載ぶりについてチェックがしやすくなります。

5. 参考書の紹介

契約書の作成に参考となる図書を2冊紹介します。いずれも今すぐ使える、お役立ち感のある実務書です。



契約書作成の実務と書式—企業実務家視点の雛形とその解説
第2版/阿部・井窪・片山法律事務所編/有斐閣

☞ 契約の一般論とともに各種のタイプの契約書ひな形が付されています。



知的財産契約の実務 理論と書式 特許編

大阪弁護士会知的財産法実務研究会編/株式会社商事法務

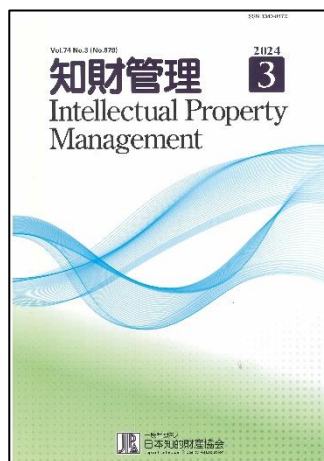
☞ 知財分野に特化した契約書をひな形とともに解説しています。

2. 『知財管理 2024年3月号』の新刊書紹介で拙著が紹介されました

弊所で昨年5月に発刊しました『知財部員のための特許権行使戦術』が、一般社団法人日本知的財産協会様の機関誌『知財管理』2024年3月号において「新刊書紹介」の欄で紹介されました。



経済産業調査会
ISBN978-4-8065-3089-3
定価:5,720 円
(本体 5,200 円+税 10%)



紹介記事は、概ね好意的であって、著者としては安堵もし、著作の苦勞が報われた思いがしました。

— 感謝！感謝！ —

出願明細書の作成や庁との中間応答をメインの業務としている知財部員の場合、権利化した特許が実際に権利行使を行う場面を想像できない人も多いただろう。紛争にあまり関わりのない知財部員であれば、なおさら権利行使のことを忘れてしまいがちである。当たり前のことだが、いざというときに行使するからこそ権利を取得する意味がある。

.....

本書は図や表が多用され、知財経験の浅い新人知財部員でも苦痛なく通読できる。実際、本書を渡した新人に第1章の侵害論について感想を聞いたところ、わかりやすく、豊富な事例が参考になると好評であった。いくつか質問してみたが概ね理解してくれており、章立てに従って順次通読していけば、新人でも知識を大幅に向上させることができよう。また、普段業務が忙しく、判例アップデートが疎かになっているベテランは本書で最新の裁判例を追いかけることができる。このように、本書は新人からベテランにまで役立つ有用な一冊である。

(知財管理2024.3 VOL. 74 NO. 3(NO. 879)「新刊書紹介」より抜粋)